

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年六月二十七日

広島県人事委員会

委員長 加藤

誠

広島県人事委員会規則第十六号

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する規則（平成四年広島県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この人事委員会規則は、職員の育児休業等に関する条例（平成四年広島県条例第十八号。以下「条例」という。）</p> <p>第二条、第二条の三から第三条まで、第八条、第十条、第十三条、第十四条第二項及び第三項並びに第十八条の規定に基づき、職員の育児休業等に関する事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この人事委員会規則は、職員の育児休業等に関する条例（平成四年広島県条例第十八号。以下「条例」という。）</p> <p>第二条、第二条の三から第三条まで、第八条、第十条、第十三条、第十四条第二項及び第三項並びに第十六条の規定に基づき、職員の育児休業等に関する事項を定めるものとする。</p>

附則

この人事委員会規則は、公布の日から施行する。